

日立財団「倉田奨励金」人文・社会科学研究シンポジウム
グローバル化とデジタル化がもたらす国際課税ルールの変容にみる市場、国家、市民社会の将来像に関する研究

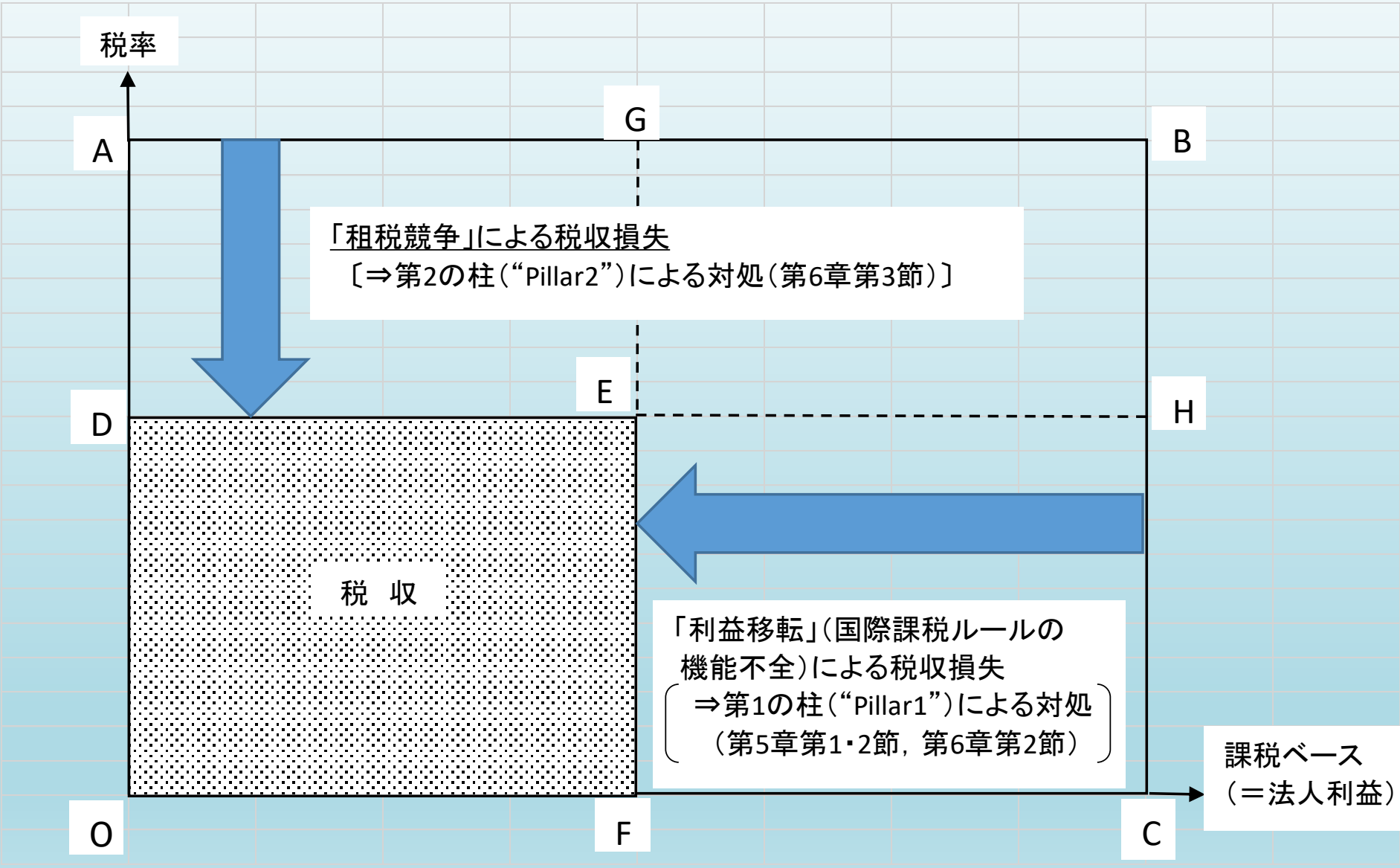
2023年3月18日(土)

コモレ四谷タワーコンファレンス Studio & Lounge

諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科・教授)

なぜ国際課税ルールの見直しが
必要なのか

図 4-1 グローバル化／デジタル化による税収損失への対処策



[出所] 著者作成.

OECDの新しい国際課税ルール提案

第1の柱

図 5-1 OECD デジタル課税提案における課税権の配分

ステップ(a)	多国籍企業のグローバル利益				
ステップ(b) 課税利益A	非通常利益 (残余利益)			通常利益	
ステップ(c) 課税利益B	「マーケティング 無形資産」による 利益貢献分		「営業無形資産」 による利益貢献分		
ステップ(d) 課税利益C	A 国	B 国	C 国	D 国	E 国

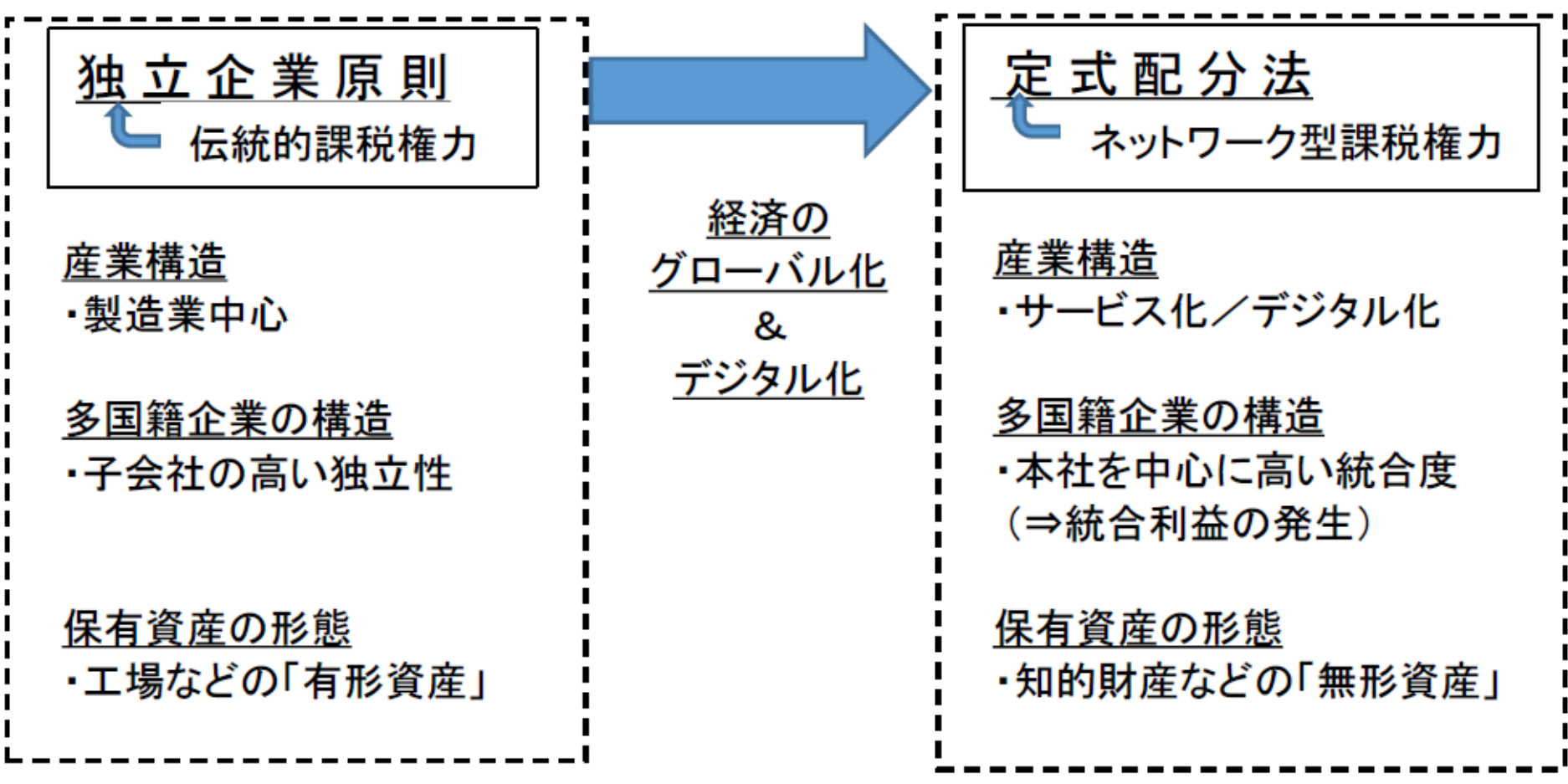
[出所] 著者作成.

第2の柱

- 「グローバル税源浸食(Global Base Erosion: GloBE)」は、多国籍課税の利益に対して、以下のルールで15%の最低税率を課す
 - a) 所得合算ルール(income inclusion rule): 外国子会社や海外支店の所得に適用される実効税率が最低税率未満であれば、課税を行うべき
 - b) 過少課税支払ルール(undertaxed payments rule): もし、関連者への課税支払いが最低税率以上となっていない場合、控除否認もしくは子会社の立地国(源泉地国)での課税を実施
 - c) スイッチオーバールール(switch-over rule): PEに帰属する利益や(PEを構成しない)不動産から引き出される利益が最低税率未満でしか課税されていない場合、居住地国に対し免除方式から税額控除方式への移行を容認
 - d) 課税対象ルール(subject to tax rule): 関連者への課税支払が最低税率に満たない場合、特定の所得項目に関して租税条約上の特典を調整したり、子会社の立地国での源泉課税その他の課税を行うことで、過少課税支払ルールを補完

ネットワーク型課税権力の誕生

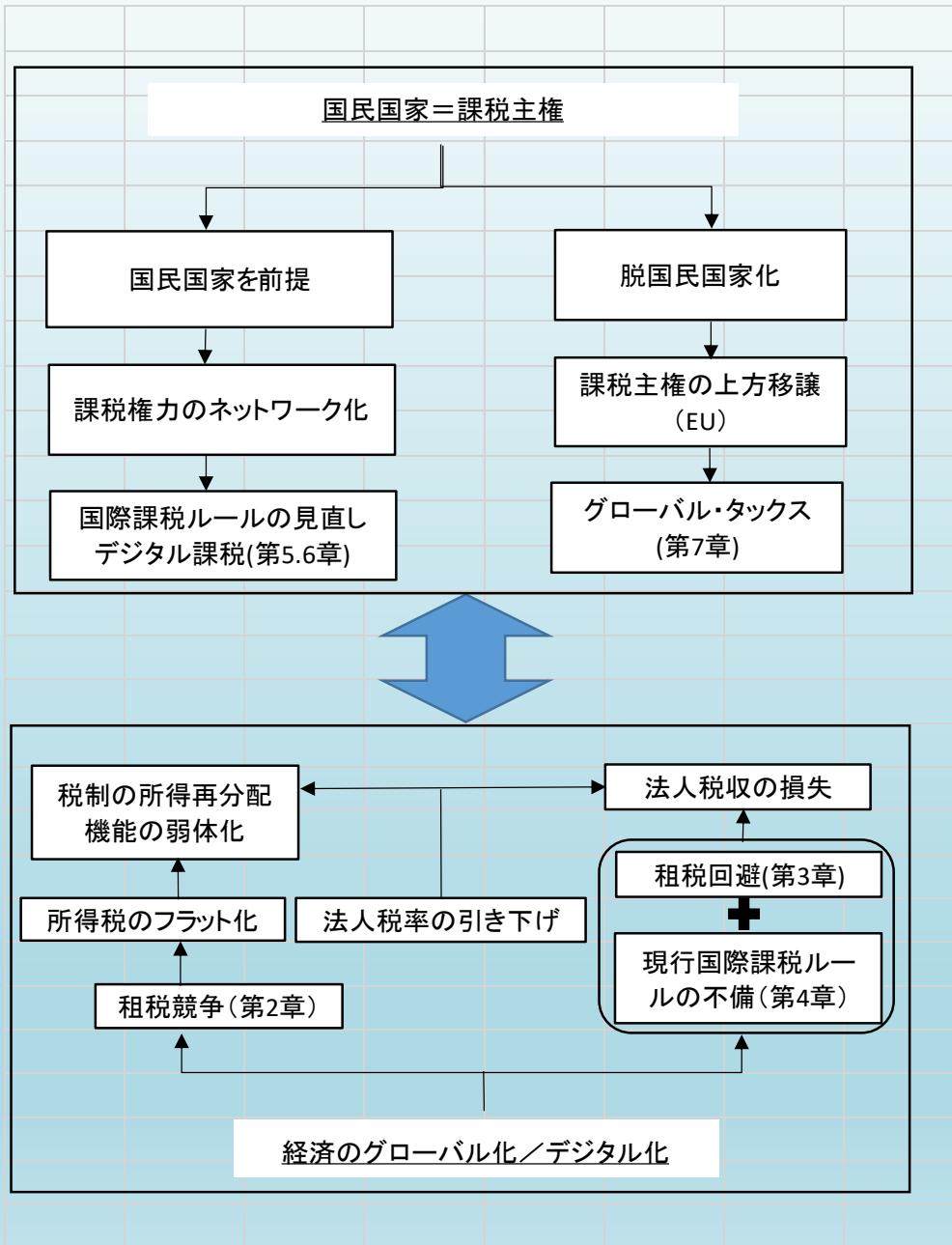
図 6-1 「独立企業原則」から「定式配分法」への移行



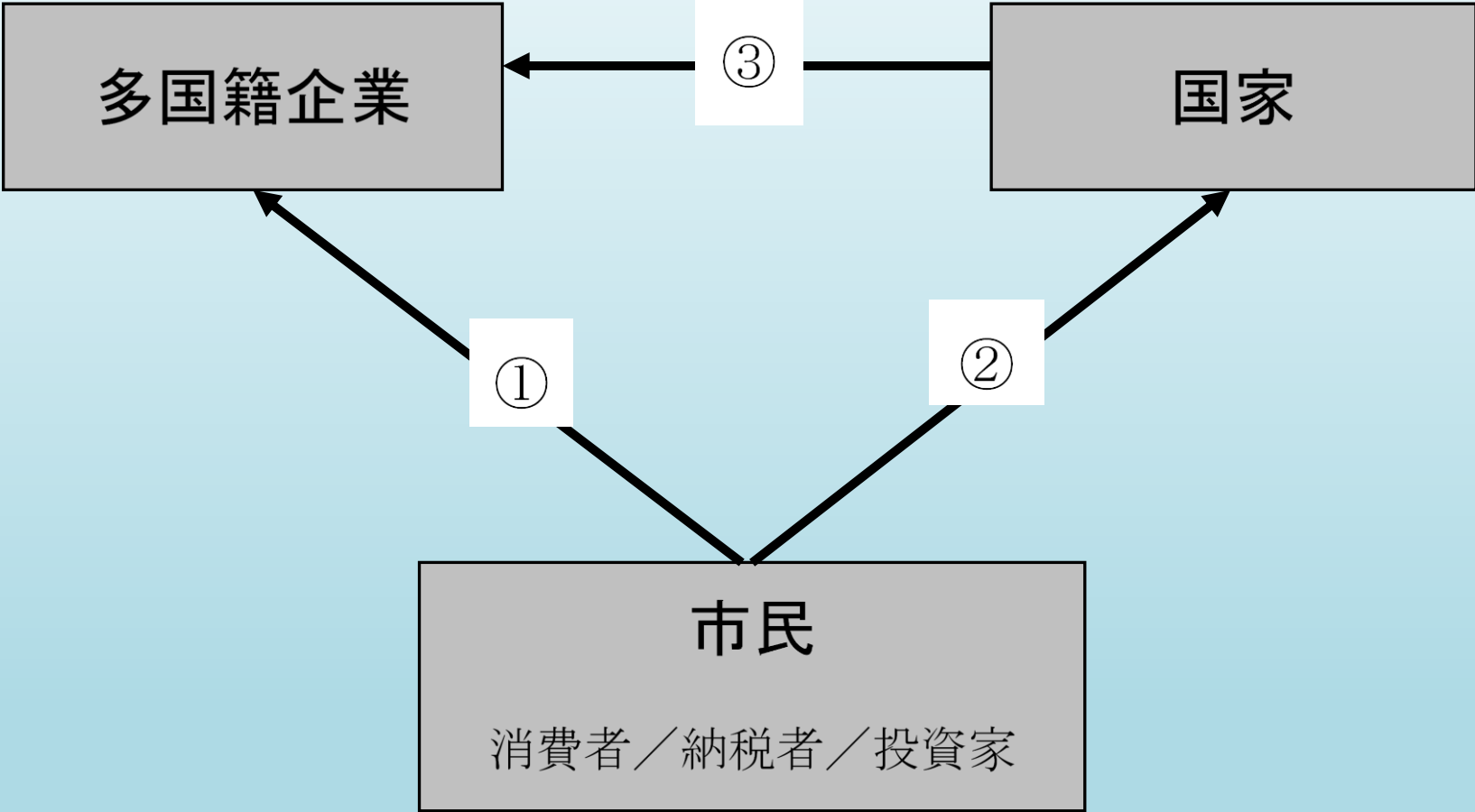
[出所] 著者作成.

租税民主主義を問う

図終-1 経済のグローバル化／デジタル化への課税権力の「対抗運動」



[出所] 著者作成.



[出所] 著者作成.